

入札説明書

管理総合事務所発電計画関連業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年8月17日（月）

2 契約担当者

群馬県管理総合事務所長 森 隆一

3 担当部局

(1) 電子入札の執行に関すること

〒371-0854

群馬県前橋市大渡町一丁目10-7 群馬県公社総合ビル3階

群馬県管理総合事務所 管理係 電話027-255-1666

(2) 事務的事項及び技術的事項に関すること

同上

群馬県管理総合事務所 保安係 電話027-255-1666

4 業務委託概要等

(1) 委託名 管理総合事務所発電計画関連業務委託

(2) 委託場所 群馬県前橋市大渡町一丁目地内

(3) 委託内容 別冊仕様書のとおり

(4) 委託期間 1年（令和8年10月1日～令和9年9月30日）

5 入札参加形態

単体による参加

6 条件付き一般競争入札（事後審査方式）に参加する者に必要な資格

この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日において、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条第2項又は群馬県企業局財務規程（昭和39年群馬県企業管理規程第5号。以下「規程」という。）第132条の3第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(3) 群馬県の物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

なお、(2)及び(3)において、営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限及び指名停止措置等を受けていたときは、それらの措置を引き継ぐ。

(4) 規則第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(5) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること。（当該保険に加入の義務

がない者を除く)

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、群馬県企業局競争入札心得第8（2）の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法施行規則第3条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(8) 資格者名簿において、営業品目に施設・設備運転管理があり、格付がA等級の者であること。

7 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

(1) この公告の業務委託の競争入札の参加希望者は、次に従い、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）と、6に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者は、本競争入札に参加することができない。また、期限までに申請書及び資料を提出した者には、ぐんま電子入札共同システムにより、競争入札参加資格確認通知書が発行されるので、これをもって申請書及び資料は受理されたものとする。ただし、「理由又は条件」欄に以下のとおり表示されており、本通知により入札参加資格を認定するものではない。

【事後審査の為、暫定的に資格「有」にて発行します。】

ア 提出期間 令和8年8月18日（火）午前9時から令和8年9月7日（月）午後4時まで

イ 提出方法 ぐんま電子入札共同システムによる

URL : <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

なお、ぐんま電子入札共同システムによる提出が困難な場合は、申請書等を、上記3の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 申請書は、別記「様式第1号」により作成すること。

(3) 提出する資料は、次のとおり作成すること。

ア 入札参加資格確認資料（様式第2号）

(4) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当者は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、入札参加資格の審査において疑義が生じた場合に提出を求めるものは除く。

オ 申請書及び資料に関する問い合わせ先

〒371-0854

群馬県前橋市大渡町一丁目10-7 群馬県公社総合ビル3階

群馬県管理総合事務所 管理係

電話027-255-1666

8 別冊仕様書及び設計図面等の閲覧等

(1) 閲覧期日及び閲覧方法

ア 閲覧期間 令和8年8月17日（月）から令和8年9月7日（月）までの毎日

イ 閲覧方法 ぐんま電子入札共同システムによる

URL : <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

(2) 別冊仕様書及び設計図書等に対する質問がある場合には別記様式3「質問・回答書」を提出すること。

ア 提出期間 令和8年8月18日（火）から令和8年8月26日（水）までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 提出場所 〒371-0854

群馬県前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル3階

群馬県管理総合事務所 管理係 電話027-255-1666

FAX027-255-1606

ウ 提出方法 書面により直接持参またはFAXで提出すること。FAXで提出する場合は、電話連絡のうえ送信すること。なお、郵送での提出は認めない。

(3) (2)により説明を求められたときは、令和8年9月2日（水）までに説明を求めた者に対し書面によりFAXで回答する。

(4) (3)の質問に対する書面の回答は、閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和8年9月2日（水）から令和8年9月15日（火）までの毎日

イ 閲覧方法 ぐんま電子入札共同システムによる

URL : <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

9 現場説明会

行わない。

10 入札書の提出期間

令和8年9月9日（水）午前9時から同月15日（火）午後4時まで。ただし、持参により提出する場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年度条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（9月15日（火）については午後4時）までの間とする。

1.1 入札執行の日時及び場所等

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 入札開始日時 | 令和8年9月 9日（水）午前9時 |
| (2) 入札書提出締切日時 | 令和8年9月15日（火）午後4時 |
| (3) 開札予定日時 | 令和8年9月16日（水）午前10時 |

1.2 入札方法等

- (1) 競争入札の方法 ぐんま電子入札共同システムによる入札
URL : <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>
- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、自治令、規程、群馬県企業局工事事務取扱要領及び群馬県企業局競争入札心得の規定を守ること。
- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (4) 落札候補者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (6) 開札の結果落札者がいないときは、再度、入札を付することがある。
- (7) 再度の入札で落札者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

1.3 入札保証金 免除

1.4 契約保証金 免除

1.5 開札

開札は、11に掲げる日時において、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。また、入札者又はその代理人から要求があった場合には、立ち会いを認めるものとする。

1.6 入札の無効

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
- ア 入札に際し、不正の行為があったとき
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ウ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき
 - エ ICカードを不正に使用した者の入札
 - オ その他、入札に関する条件に違反したとき
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

1 7 落札候補者の決定方法

- (1) この入札は予定価格の範囲内で最低入札価格で有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (2) この入札は低入札価格調査制度(失格基準あり)を適用するので、落札候補者が調査基準価格を下回る入札をしたときは、低入札価格調査(以下「低入調査」という。)を実施したうえで落札者を決定する。
- (3) 低入調査の対象となった者は、低入調査の実施に協力すること。
- (4) 低入調査を受けることを拒否した者には、指名停止を行うことがある。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、落札候補者であっても、落札者とならない場合がある。
- (6) 落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、ぐんま電子入札共同システムにより提出したくじにより、落札者を決定する。この場合において、ぐんま電子入札共同システムによる入札書の提出が困難なときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

1 8 入札参加資格の審査と落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の入札参加資格の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があることが確認できれば、その者を落札者と決定し、落札者決定通知書により通知する。
- (2) 審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者の入札参加資格の審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで行う。
入札参加資格がないと認めた者には、入札参加資格不存在通知書により、入札参加資格を満たさない項目及び満たさない理由を通知する。
- (3) 落札者を決定したときは、電子入札システムにより通知する。
- (4) この入札の審査結果は、電子入札システムにより公表する。

1 9 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、通知を行った日の翌日から起算して5日（休日条例第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に別記様式4「入札参加資格確認についての説明申込書」により説明を求めることができる。

2 0 契約書の作成の要否 要

2 1 支払条件

	令和8・9年度
前金払及び中間払	なし
部分払	協議による

注 部分払は、月毎に業務実績報告書を提出し、検査合格をもって契約書に記載された月毎の委託料を請求することができる。

2 2 火災保険を付することの要否 否

2 3 当該業務に直接関連する他の業務の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約によ

り締結する予定の有無 無し

2 4 審査請求

- (1) 入札参加資格の申請を行った者のうち、契約担当者から入札参加資格がないと認められた者は、群馬県企業管理者に対して審査請求を行うことができる。
- (2) 審査請求先は、群馬県管理総合事務所管理係とする。

2 5 契約条項等を示す場所

契約書及び入札を定めている規程、群馬県企業局工事事務取扱要領及び関係規則等については、次により閲覧できる。

- (1) 閲覧期間 令和8年8月17日（月）から令和8年9月7日（月）までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後4時まで
- (2) 閲覧場所 〒371-0854
群馬県前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル3階
群馬県管理総合事務所 管理係
電話027-255-1666

2 6 その他

- (1) 入札参加者は、群馬県企業局競争入札心得を遵守すること。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、群馬県の物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づいて指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (4) 資料の作成及び提出に係る費用は入札参加者の負担とする。